平成２５年（フ）第１３１６号
京都市南区西九条川原城町28　七福タウン23号、住民票上の住所京都市南区唐橋赤金町62番地48
債務者　齋木　麻衣
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２２号
京都市右京区太秦多藪町14番地　コーポきぬもと208号室
債務者　古澤　朋子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２３号
京都市右京区太秦多藪町14番地　コーポきぬもと208号室
債務者　古澤　美佐
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５２号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地８棟403号
債務者　芝原　純子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５７号
京都市北区衣笠東開キ町10番地　正倉ハイツ403
債務者　鹽見真理子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８２号
堺市北区長曽根町545番地34　下野池第２住宅14棟203号
債務者　時　　久雄
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０８３号
堺市北区長曽根町545番地34　下野池第２住宅14棟203号
債務者　時　　充子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９１号
堺市東区北野田965番地10
債務者　松阪　智美
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１５１号
堺市中区福田548番地３　グリーンハイツ福田201号
債務者　中谷　　勇
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
奈良県橿原市八木町３丁目３番３号
債務者　久保　佳子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
奈良県橿原市四条町241番地の１　四条市営住宅Ｄ－５
債務者　石川　智成
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３０２号
奈良県北葛城郡河合町大字穴闇17番地
債務者　津山いづみ（旧姓吉中）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
奈良県御所市大字三室714番地の６
債務者　輪木ヨシコ
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
奈良県大和高田市礒野南町５番５号
債務者　辻本　里子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
北海道岩見沢市春日町３丁目９番17号　アルファ春日№１－１号室
債務者　高橋　伸繁
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３０８号
岩手県北上市北鬼柳23地割38番地１　フィールド・グローリー201号
債務者　遠藤　将夫
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１２７号
群馬県館林市諏訪町1509　虹の郷すわ、住民票上の住所埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区19棟207号
債務者　齋藤　和男
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
前橋地方裁判所太田支部